

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する個別論点の検討(2)

第3 子の利益の観点の明確化等に関する個別論点

1 子の利益の観点の明確化

親権を行う者は、子の利益のために、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。どうか。

2 懲戒

懲戒場に関する部分を削除することを前提に、懲戒に関する規定の見直しについて、どのように考えるか。

(中間試案)

第3 その他

1 子の利益の観点の明確化

民法の親権に関する規定において、子の利益の観点を明確にする方策については、なお検討するものとする。

2 懲戒

懲戒に関する規定を見直すことについては、なお検討するものとする。

(参照条文)

○民法

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(懲戒)

第822条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

2 子を懲戒場に入れる期間は、6箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。

第4 親権制限に係る制度の見直しに関する個別論点（その2）

1 親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限

親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、期限を定め、又は定めないで、親権を行うことができないようにする場合（再度の親権の制限をする場合）に関する規律について、どのように考えるか。

（注）

再度の親権の制限について特段の規律を設けるかどうかについては、以下のような点を踏まえ、検討する必要がある。

1 再度の親権の制限の原因について

親権の一時的制限制度を設ける趣旨（補足説明4頁以下参照）にかんがみれば、親権の一時的制限の期間が満了した時には、父又は母は、原則として、親権を行うことができるようになる制度にするのが相当であり、親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権の一時的制限をする場合の親権制限の原因を、当初の一時的制限の原因より緩やかにし、容易に再度の一時的制限をすることができるようにするのは相当でないと考えられる。

同様に、親権の一時的制限の期間の満了後、期限を定めないで親権を行うことができないようにする（親権を喪失させる）場合の原因についても、当初の親権の喪失の原因より緩やかにし、容易に期限の定めなく親権の制限をすることができるようにするのは相当でないと考えられる（親権の喪失の原因について帰責性の要素を必須としないのであれば、このようにする必要性も乏しいものと考えられる。）。

もっとも、一時的制限の期間中、父又は母は、親権を行うことがないことも踏まえ、具体的にどのような場合に、期限を定め、又は定めないで、再度の親権の制限をするのか（その判断に当たって、具体的にどのような事情を考慮するか）については、別途検討する必要がある。

2 期間等について

当初の親権の一時的制限について、2年を超える期間を定めることはできないものとするのであれば、期間の満了後に、2年を超える期間を定めて親権の一時的制限をすることを認める合理的理由はないと考えられるが、どう

か。

この点に関連して、中間試案に関する意見募集においては、一時的制限を繰り返すのは相当でなく、期限を設けて親権を制限することができる回数を限った方がよいとの意見もあったが、この点については、事案に応じて柔軟に対応する必要があることから、法律によって回数を制限するのは相当でなく、運用にゆだねるべきと考えられるが、どうか。

3 手続上の問題について

再度の親権の制限をするに当たっては、既にされた一時的制限の審判及びその資料を前提とする必要があるが、このことは、家事審判手続の運用等によって図られるべき事柄であって、再度の親権の制限について民法に特段の規律を設けるかどうかとは直接の関連性を有しないと考えられる。

なお、再度の親権の制限の申立てから審判の確定までの間に一時的制限の期間が満了する場合は考えられるが、これについては、職務執行停止の保全処分（家事審判規則第74条参照）によって対応することが考えられる。

2 親権の一時的制限の期間といわゆる強制入所等の措置の期間との関係

児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認による施設入所等の措置がとられている児童の親権者について親権の一時的制限をするときにおける制限の期間の定め方について、どのように考えるか。

(注)

この点は、基本的には、制度創設後の運用の在り方の問題であると考えられ、必ずしも、現時点においてどちらの運用によるのが相当であるかを定めるべき問題ではないが、親権の一時的制限の期間の定め方や、そもそも親権の一時的制限制度を創設する趣旨・目的にも関連することから、検討しておくのが相当である。

この点については、施設入所等の措置の終期と親権の制限の終期とが同時になるように期間を決めて親権の制限をするとの運用の在り方と、それぞれの終期を同時にすることはせず、特に事情のない限り、親権の一時的制限の期間を2年間とするとの運用の在り方が考えられる（別図参照）。

(中間試案)

第1 親権制限に係る制度の見直し

2 親権の制限の具体的な制度設計

(5) 親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限

親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権を行うことができないようにすることができるものとするが、その場合の規律については、特段の規律を設けるかどうかも含めて、なお検討するものとする。

(参照条文)

○児童福祉法

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3 (略)

4 都道府県は、第2項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。